

子供食堂推進事業実施要綱

(平成30年4月20日付30福保子家第153号 決 定)
(平成31年3月29日付30福保子家第2032号 一部改正)
(令和3年4月1日付3福保子家第12号 一部改正)
(令和5年5月18日付5福保子家第184号 一部改正)
(令和6年3月28日付5福祉子家第2280号 一部改正)
(令和6年5月31日付6福祉子家第35号 一部改正)

第1 目的

民間団体等が行う地域の子供たちへの食事や交流の場（以下「子供食堂」という。）を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するとともに、子供食堂の開催に加え、子供食堂で調理又は用意した弁当や食材を取りに来た子供やその保護者へ配布する取組（以下「配食」という。）及び子供の自宅へ届ける取組（以下「宅食」という。）を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援することを目的とする。

第2 実施主体

子供食堂推進事業（以下「本事業」という。）の実施主体は、都内区市町村とする。
なお、区市町村が認めた者へ委託又は補助を行うことができる。

第3 事業の内容

本事業の内容は以下のとおりとする。

1 事業内容

本事業の実施主体は、地域の子供やその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組を行う。

会食形式による子供食堂の開催や配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる取組を実施する。

2 実施方法

(1) 標準型

原則として、月に1回以上、定期的に子供食堂を会食形式で開催すること。配食や宅食を実施する場合には別途加算の対象とする。ただし、配食や宅食の実施回数については、この限りではない。

(2) 連携強化型

原則として、週に1回以上、子供食堂を会食形式で開催又は配食・宅食を実施すること。ただし、少なくとも月に1回以上は会食形式で開催すること。この際、区

市町村は、子供食堂との間で定期的に情報共有を行う、支援が必要な家庭へ子供食堂の利用を勧奨する、学校や学童クラブ等の終了後に子供食堂の利用へつなぐ等、地域の実情に応じた方法により、子供食堂と連携して子供や家庭を支援すること。

3 実施体制

- (1) 子供又はその保護者（以下「参加者」という。）が1回当たり合わせて10名以上参加できる規模で開催すること。ただし、配食や宅食の実施規模については、この限りではない。
- (2) 事業実施時は、常時、責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。
- (3) 事業の規模に応じて、必要なスタッフ体制を確保すること。
- (4) 本事業で提供する食事は、原則として子供食堂のスタッフ又は参加者が直接調理した、栄養バランスのよいものとする。

なお、食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得よう努めること。

- (5) 所在地の区市町村が開催又は関与する、子供食堂や子供・家庭の支援に関わる他の関係機関等との連絡会に年1回以上参加すること。連絡会の参加者、開催回数は地域の実情により区市町村が定めるものとする。
- (6) 区市町村は、子供食堂のスタッフに対し、児童虐待の未然防止・早期発見に係る研修等を年1回以上実施すること。
- (7) 子供食堂のスタッフは、子供食堂の開催時や配食・宅食の際には、参加者に対し、子供・家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めること。
また、参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、不適切な養育等が疑われる場合や、日常的な見守りの結果等について、必要に応じてニーズに対応した関係機関に共有すること。
なお、児童虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は、子供家庭支援センター等に対して速やかに通告を行うこと。
- (8) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情及び本事業の目的等を勘案して、実施主体が判断することとする。

4 実施場所

- (1) 10名以上の参加者が、食事を取りながら交流をすることができるスペースを確保すること。ただし、配食や宅食の実施場所については、この限りではない。
- (2) 宅食を除き、参加者が立ち寄りやすい場所で実施することが望ましい。良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保すること。

5 衛生管理、食中毒防止、感染防止及び事故防止

- (1) 本事業の開始前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めること。

- (2) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
 - (3) 参加する子供の食物アレルギーの有無を確認すること。食物アレルギーに対応することができない場合は、参加者へ周知、注意喚起する等、健康被害防止のため、適切に対応すること。
 - (4) 「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、食中毒予防や感染症対策等の衛生管理や、防火には万全を期すこと。
 - (5) 事故発生時の対応のため、保険に加入すること。
 - (6) 食中毒や事故が発生した時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図ること。
- また、発生時には速やかに区市町村に報告するとともに、報告を受けた区市町村は都へ情報提供を行うこと。

6 その他

本事業を実施する際に、特定の政党又は政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと。政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託及び補助事業の実施対象者とはしないものとする。

第4 留意事項

個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わるスタッフ等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについてスタッフ等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

第5 費用の補助

本事業に要する費用の一部について、都は別に定めるところにより補助するものとする。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、都が別途定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。